

安全の手引き

平成28年1月
在アンカレジ領事事務所

目 次

I. はじめに	1
II. 防犯の手引き	2
1. 防犯の基本的な心構え	2
2. 最近の犯罪発生状況	2
3. 防犯のための具体的注意事項	3
4. 習慣・言葉の違いによる注意事項	4
5. 交通事情と事故対策	5
6. テロ・誘拐対策	6
III. 緊急事態対処	7
1. 基本的な心構え	7
2. 緊急時の行動	7
IV. おわりに	8
付録1 緊急用品チェックリスト（例）	9
付録2 緊急連絡先	10
付録3 お役立ち情報	11

I. はじめに

この「安全の手引き」は、アラスカ州に滞在するあるいは同州を観光等で訪れる方が、トラブルから回避できるよう自らの安全確保のための防止策をまとめた参考情報です。

海外に滞在される方は、ひとり一人が安全に対する「知識」と「意識」を持って予防していくことが大切です。

危険回避策については、既に知られている内容ばかりですが、この手引きが皆様のアラスカでの安全確保のためのなにかしらのヒントになれば幸いです。

外国に3か月以上滞在する方は、「在留届」を最寄りの在外公館に提出してください（インターネットで提出もできます）（3か月未満の滞在者は、「たびレジ」をご利用ください）。

また、在留届提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を行ってください。

→在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

→たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

→外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

→在アンカレジ領事事務所：<http://www.anchorage.us.emb-japan.go.jp/>

Ⅱ. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

●日本とは違う海外事情

地域情勢を理解し、日頃から防犯対策に努めておきましょう！

●自分の身は自分で守る

「目立たない」「行動のパターン化を避ける」「用心を怠らない」ことを心掛けましょう！

- ・危険な場所に近付かない。
- ・多額の現金や貴重品を持ち歩かない。
- ・犯罪にあっても抵抗しない。
- ・見知らぬ人物を安易に信用しない。
- ・ホテル内でも安心しない。

●情報収集

テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの他、地元精通する方などから、最新の情報を得て自らの安全確保に努めましょう！

- ・治安情勢
- ・犯行の手口や防犯対策
- ・アラスカでの法令・規則
- ・査証（ビザ）とパスポートの残存有効期間
- ・通関
- ・写真撮影の制限
- ・交通ルール
- ・生活習慣
- ・健康、医療
- ・風土、気候

2. 最近の犯罪発生状況

主な都市での暴行犯罪発生件数（2014年）

	アンカレジ自治市	フェアバンクスノーススター郡	ジュノー郡市
殺人	12	4	1
性的暴行	392	39	23
暴行傷害	1,705	119	141
放火	データ無し	1	16
強盗	496	51	24
侵入窃盗	1,375	151	103
単純窃盗	9,217	943	742
車両窃盗	14,136	116	31
自動車事故犯罪	7,611	1,542	258

※アラスカ州全土で20,361件発生。このうち凶悪犯罪発生（太枠）は4,655件発生。

○アンカレジ警察 ↓

<http://www.muni.org/Departments/police/stats/Pages/AnchoragePersonCrimesDensityMap.aspx>

○フェアバンクス警察 ↓

<http://www.fairbanksalaska.us/police-department/>

○ジュノー警察 ↓

<http://juneau.org/jpd/AnnualReport.php>

3. 防犯のための具体的注意事項

（「空き巣」「窃盗」「強盗」「スリ」「置き引き」「引ったくり」「車上荒らし」等からの主な回避策）

アラスカ州において、警察・消防・救急（911番）の他、空港、宿泊施設や飲食店でのコミュニケーション言語は、専ら英語になります。

異常事態や事件等は、警察（あるいは警備員）に通報して、対応を依頼するのが最善策と言えます。

（1）住居

- 住居選定は、犯罪多発地区及びその周辺を避け、安心して生活できる地区にする。また、入居時には、既存の錠前を使用せず、新規に付け替える。
- 外出や就寝前には、戸締まりや火の元を確認する（玄関ドア、窓、ガレージなど）。
- 帰宅の際には、自宅の異常の有無を確認（不審者や不審物の存在など）する。
- 玄関ドア、窓及びガレージは、常に施錠しておく。
- 簡単に取り外せるようなスライド式の窓には、内側からのレールにつっかえ棒をあてる等工夫する。
- 見知らぬ人物の訪問には、玄関ドアを開けることをしない（対応しない）。
- 心当たりのない配達物等（いわゆる不審物）は、開封等をしない。

（2）外出時

【ホテル】

- チェック・イン／アウトにおいて、カバンなどの携行品は、からだから放さないよう心掛け、また、置き忘れに注意する。
- 在室時には、ドアの施錠とドア・チェーンをかける（外室が短時間であっても、ドアを施錠する）。
- 部屋番号を知られないようにする。
- 貴重品の保管は、貴重品入れ（セーフティボックス）を利用する。
- 客室で不具合等があれば、客室の変更など要望をホテルのフロントに伝えて対処する。
- 避難経路（非常口や非常階段）を確認する。

【繁華街】

- 自分が監視されていないか、周囲の状況に気を付ける。
- 見知らぬ人物や不審人物から、声を掛けられたり、話しかけられても相手にしない（安易に誘いに乗らないこと）。
- 人目を引く格好を避ける（目立つ服装、高価な装飾品の着用を避けるなど）。
- バッグや上着、ズボンのポケットなど、盗まれやすい（あるいは落としやすい）ところには貴重品を保管しない。
- 一般的には、人通りの少ない地区・時間帯は、犯罪が起こりやすいため、行動には、あらかじめ現地事情に詳しい人のアドバイスを受けるよう心掛ける。
- 多額の現金や必要以上の貴重品を携行しない。
- 乗物やデパートなどの人込みの中で、体が不自然に押されたり触れられたりしたと

- きは、すぐに所持品を確認する。
- カバンなどの携行品は、いつも手から離さず、やむを得ず手を離しても体に触れて置くようにする（両足の間に入れても、足に触れていなければ盗まれてもわかりません。また、置き忘れに注意）。

【飲食店】

- 食事中はカバンが自分の体に密着するように置き、食事や話に夢中になっても置き引きされることがないようにカバンの置き方を工夫する。また、上着を脱いで椅子に掛ける際にはポケットに入れている貴重品に注意する。
- 見知らぬ人物と行動を共にしない。
- 飲酒をする場合には節度を保つ。
- 21才未満の飲酒は厳禁（身分証の提示が必要）。
なお、一部の自治体では、条例により当該自治地域内にアルコール飲料の持ち込みが禁じられ、違反者に対して罰金や拘留措置がとられている。

【勤務先等】

- 通勤・通学の経路及び時間帯を時々変える。
- 建物の裏口、暗い階段などの利用を避ける。
- 不審人物を見掛けたら、安易に近付かない。

(3) その他（生活一般）

- 郵便ポストや電話帳等などに氏名の明記をしない（特に一人暮らし）。
- 幼児がいる場合には、自宅の外では親は常に幼児に目の届く範囲にいる。幼児をベビーカーに乗せたまま放置しない。
- 一般的には、犯罪は暗がりが多発しやすいため、例えば、住宅地の街灯が機能していないようであれば、組合等に修理を要請する。
- 自宅を不在にする場合（例えば、出張や旅行等で長期間）でも注意を怠らない。

（例）

- ・信頼できる人に時々、建物内外の見回り（点検）を依頼したり、留守であることを知られないような措置をとる。
- ・タイマーを利用して、毎日異なる時間帯に室内灯を点灯させたり、ラジオを適当音量を流すなど、不在でないことをアピールする。
- ・新聞の配達を停止する。
- ・留守にすることを不用意に知らせない。
- ・留守にする前に、庭の手入れ（草刈りや雑草等の除去）をしておく。
- 戸締まりを確実に行う（玄関ドア、窓及びガレージ等）。
- 在宅中に泥棒と出会った場合は、現場から直ちに立ち去ってから警察に通報する（泥棒が凶器所持の可能性を念頭に置き、刺激するような行動や言動を避ける）。
- 自家用車の乗車時や駐車時の他、走行時の如何なる時でも、注意を怠らない。

（例）

- ・車体の周囲・下部及び車内に異常（爆発物の設置など）がないか乗車前に点検する。
- ・駐車中は、短時間であってもドアを常時ロックして、窓を閉じておく。また、安易に車内に物品を放置しない（内部を確認できる位置に貴重品等を放置しない）。
- ・駐車の際は、可能な限り、目的地に近くて、明るい場所を選ぶ。
- ・尾行に気付いたら、人通りの多い場所に停車し、警察に通報する。
- ・ヒッチ・ハイカーを安易に乗せない。

4. 習慣・言葉の違いによる注意事項

一般的な日・米の習慣の違いによって、誤解や事件を招くこともあり得るので、双方の文化の違いを認識し、自国の文化を強引に押し通さないようにしましょう。

(1) 入浴

米国において入浴とは、プライバシーが強く保たれるべき行為であり、例え親子関係があっても一緒に入浴することは、非常識な行為と見られ、時には性的虐待と見なされます。

(2) 子供だけの留守番

米国では、12才以下の子供を監督者（子守）無しに放置することは、自宅や自家用車内であっても「児童虐待」と見做され、ほとんどの場合で、保護者が逮捕されます（自救能力が備わる小学校高学年になるまでは、親が児童に付き添うか、ベビーシッターなど適当な保護者を付ける必要があります）。

(3) DV（家庭内暴力）

日本において、「しつけ」としての叱咤が、第三者（周囲）からは暴力行為と見なされて警察に通報されるケースがあります。

米国では、犯行等の目撃（見聞き）者は、警察に通報する法的義務が課せられており、DVに関しても例外ではありません。また、DVに関連する法律は充実し、些細なことでも犯罪として扱われ処罰されるので、細心の注意を心掛ける必要があります。

(4) 警察官の指示

パトカー（あるいは検問中の警察官）から停止指示があった（呼び止められた）場合は、警察官の誘導がなくても、自ら道路右側に寄って停車する必要があります。

(5) 警察官に対する公務執行妨害

米国において、警察官の身体や所持品に触れる行為は公務執行妨害になります。措置等に納得できない場合であっても、冷静に（興奮せずに）警察官の指示に従う必要があります（一般的に、不服等は裁判に主張すべきものとされています）。

(6) 親権

米国においては、子の親権は権利と見做されており、例え親であっても、他の親の親権を損なうようなかたちで子供とともに移動することは誘拐（abduction）と見なされます。また、他人の子を撮影する場合や頭を撫でる（接触行為）行為は、相手親が不快感を抱かないようあらかじめ承諾を得るほうが無難です。

(7) 意思の伝達（コミュニケーション）

アラスカ州において、警察・消防・救急（911番）の他、空港、宿泊施設や飲食店でのコミュニケーション言語は、専ら英語になります。納得できないときや理解できないときは、何度も聞き返して、理解した上で対応することを心掛けてください。

5. 交通事情と事故対策

(1) 一般的な交通事情

- 夏季に道路工事が集中するため、走行車線が変更されるなどして交通渋滞が発生しがちである。
- 冬季は氷雪に閉ざされ、路面が凍結するため自動車運転や歩行には十分注意が必要である。アラスカでは毎年9月から冬用タイヤ（スタッドタイヤ等）の装着が認められているが、シーズン中、同タイヤを装着しない車両も見られる。
- ウィンカーを出さずに突然の車線変更や右折左折をする車両も見られる。
- 主要幹線道路は幅が広く、運転し易いため、制限速度を超えて走行する車両が多い。
- 地盤の凍結により、路面に凹凸が出来易く、春先の雪解け時には、大きく陥没することもある。
- レンタカーを利用する場合は、レンタル契約において、未舗装ハイウェイ（デナリ

・ハイウェイ、ダルトン・ハイウェイなど）への乗り入れを禁止している場合が多く、これらハイウェイにおける事故については保険が適用されない。

(2) 事故対策

- 交通ルールを理解すること（シートベルト着用が義務）。
- 無謀運転は絶対に行わないこと（制限速度順守、無理な追い抜きや追い越しをしない、十分な車間距離を保つ、急発進、急な方向転換急や急な車線変更をしない）。
- 周囲の状況に注意する（歩行者、他の車両、野生動物の存在、飛び出しなどに注意）。
- 道路コンディションに注意する（夏季と冬季の路面状態の違いに注意。特に冬季は、道路状態（凍結・積雪した路面）が影響し、事故が多発する）。
- 運転に集中できないような行為を慎むこと（アラスカ州では、運転中の携帯電話の通話は違法ではないが、テキストメールの使用は禁止されている）。
- 体調が優れないときの運転を避けること。
- 飲酒運転をしないこと（アラスカ州での飲酒運転は、初回の違反でも、罰金（1,500～10,000米ドル）が科せられる上、90日間の免許停止処分がなされる（2回目以降は厳罰））。

(3) 交通事故発生件数

主な都市での交通事故発生件数

	アンカレジ自治市	フェアバンクスノーススター郡	ジュノー郡市
2011年※	7,611 (129)	1,542 (107)	258 (0)
2010年	7,300	1,602	316
2005年	7,257	1,837	368
2000年	8,267	1,727	354

※2011年は、アラスカ州全土で12,576件発生。（ ）内はムース（ヘラジカ）との衝突事故が含まれる。アラスカ州全体で666件発生。

●The State of Alaska Traffic Report ↓

<http://www.dot.alaska.gov/stwdplng/transdata/crash.shtml>

●The Municipality of Anchorage Traffic Report ↓

<http://www.muni.org/Departments/works/traffic/engineering/Pages/AnnualTrafficReport.aspx>

6. テロ・誘拐対策

(1) テロ・誘拐事件等に遭遇しないために

- テロの危険性を認識し、安全確保の心構えを持つ。
- 日頃からテロ情報に関心を持つ。

(2) 誘拐に対する予防対策

- 日頃から誘拐の危険性や手口に応じた対策を考えておく。
- 一般的な犯行のケースを捉える（不審者、不審な電話、人や車の尾行・監視など）。
- 人目を引く格好を避ける（目立つ服装、高価な装飾品の着用を避けるなど）。
- 通勤、通学のルートや時間を時々変えること。行動のパターン化を避けること！
- 車の乗り降りの際、警戒する。周囲を確認すること！
- 万が一に備え、防犯ベルを携行する。

危険を察知した場合には、近くの人や警察に助けを求める。躊躇しないこと！

Ⅲ. 緊急事態対処

1. 心構え

大規模な災害やテロなどの、いわゆる緊急事態は、いつ、どこで発生するか予測できません。そのため、事態発生時の行動は、日頃からの心構えが重要です。

●連絡体制の確認

・緊急事態に備え、家族、自分の所属する組織（会社、学校等）の間での緊急連絡方法をあらかじめ決めておく。

・日頃から自分の所在を関係者に明確にしておく。

外国に3か月以上滞在する方は、「在留届」を最寄りの在外公館に提出してください（インターネットで提出もできます）（3か月未満の滞在者は、「たびレジ」をご利用ください）。

また、在留届提出後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を行ってください。

→在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

→たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

→外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

→在アンカレジ領事事務所：<http://www.anchorage.us.emb-japan.go.jp/>

●避難場所

・避難場所や集合場所などをご家族や所属団体等で決めておく。

・災害の大小に関わらず、危険な場所（落石、津波等に巻き込まれるおそれのある場所など）に近付くことを避ける。

●非常用物資の携行

→「緊急用品チェックリスト（例）」（付録1）を参照。

2. 緊急時の行動

（1）基本的な心構え

外出先などで、現地関係者からの連絡や報道で、緊急事態の発生を知った場合には、まず、自分の安全確保に努め、電話などで自分が無事であることをご家族に知らせましょう。

その際、電話がかかりにくい、使えないといった理由でしらせることができない状況も考えられますが、不用意に移動せずにその場で待機することが賢明です（興味本位で見に行くような行動は絶対に避けてください）。

（2）情勢の把握

事態の規模は、すぐに判明しないことがあります。そのため、テレビ、ラジオ及び新聞などの地元メディアやインターネット等から情報収集することを心掛けてください。また、事態の深刻化あるいは発生するおそれがある場合は、「在留届」及び「たびレジ」のメールアドレス等に基づき、在アンカレジ領事事務所から情報提供を行います。

→「お役立ち情報」（付録2）を参照。

IV. おわりに

日本と異なる生活環境では、どんな事件や事故が発生して、これに対して、どんな予防策をとるべきかは、ケース毎に異なります。しかし、自身に降り懸かる危険には、危機管理に対する意識を高めていくことと、上記にも挙げました「日本とは違う海外事情」「自分の身は自分で守る」「情報収集」を実行することで、多くの危険を回避できるはずです。

また、アラスカ特有の事情としては、次のことが挙げられます。

- ①アラスカは訪問者に対して、親切で互助精神が強い州民性で知られてますが、凶悪犯罪は多発している。
- ②アラスカは環太平洋火山帯に位置しており、北米で最も地震の多い州で、そのため、自然災害発生の可能性が常にある（過去に大地震が発生）。
- ③アラスカは希なほど手つかずの自然が残され、行楽シーズンは長い日照時間もあり、登山、ハイキング、フィッシングなど野外活動が盛んになるが、その分、ムースや熊などの野生動物に遭遇する危険が伴う。また、冬季は、短い日照時間と、道路コンディション影響（凍結・積雪）し、事故が多発している。

以上とおり、アラスカで平穩に過ごすためには、まず、身の回りのある危険から考えて、ご自身の安全確保に努めていくことを心掛けましょう。

緊急用品チェックリスト

(例)

【パスポート】

パスポートの有効期限と渡航先によって必要な残存有効期間を確認しましたか？
(切替発給は有効期限が1年未満になれば可能です)。

パスポートの最終ページの「所持人記載欄」に情報を記載してますか？

なお、米国ではグリーンカード(永住許可証)所持者以外は、原則としてパスポートの携行が義務付けられています。

【現金、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード】

これらをパスポートとすぐに持ち出せますか？

【移動手段】

自家用車は、常時整備しますか？

燃料を十分ですか？

車内には、非常食(飲料水を含む)、懐中電灯、地図、ティッシュ等がありますか？

自家用車がない方は、近所の住人に同乗させてもらえますか？

【携行品】

次の非常用品はありますか？

非常食料品

(例：自宅待機を想定して、米、缶詰類、インスタント食品、飲料水などの長期保存が可能な品)

衣類(長袖、長ズボン、麻、綿等吸湿性に富む素材のもの)、毛布、タオルなど

履物(行動に便利で、靴底の厚い頑丈なもの)

救急箱

常備薬、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏など

ラジオ

その他

懐中電灯、ライター、ろうそく、ナイフ、缶切り、紙製の食器、スプーン(フォーク)、固形燃料、簡単な炊事用具、軍手、ヘルメットなど

緊急連絡先

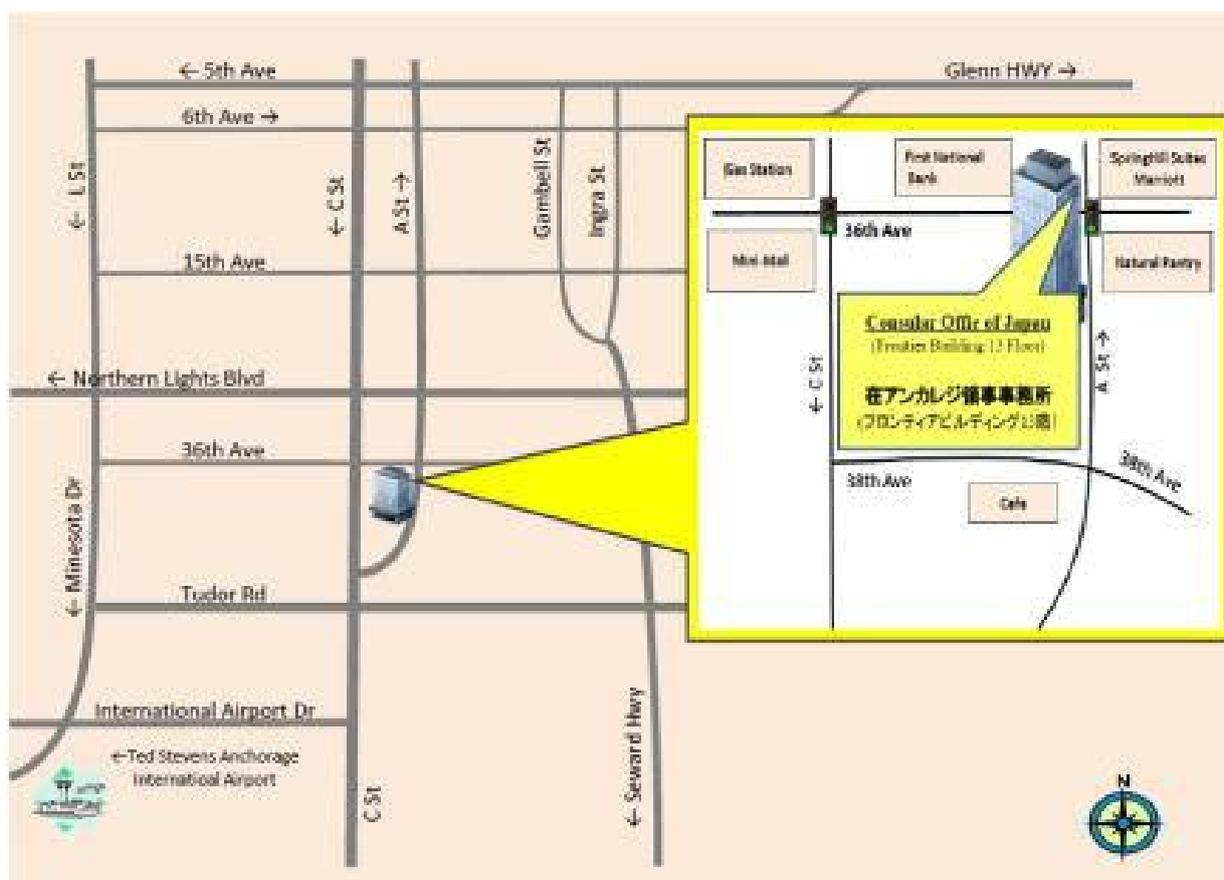
アラスカ 市外局番：907

緊急（警察・消防・救急車）：911		
番号案内：411		
アラスカ州警察	269-5511	警察
アンカレジ市警察	786-8500	
フェアバンクス市警察	450-6500	
プロビデンス・アラスカ・メディカル・センター Providence Alaska Medical Center	562-2211 (代表) 212-3111 (救急)	病院
アラスカ・リージョナル病院 Alaska Regional Hospital	276-1131 (代表) 264-1222 (救急)	
フェアバンクス・メモリアル病 Fairbanks Memorial Hospital	452-8181 (代表) 458-5555 (救急)	

在アンカレジ領事事務所

【所在】 3601 C Street, Suite 1300, Anchorage, Alaska 99503, U.S.A.

【開館時間】 9:00~12:30 / 13:30~17:00 (土、日及び休館日を除く)

【ホームページ】 <http://www.anchorage.us.emb-japan.go.jp/>【e-mail】 ryouji-ak@se.mofa.go.jp

お役立ち情報

○在留届↓

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○たびレジ↓

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

○在アンカレジ領事事務所↓

<http://www.anchorage.us.emb-japan.go.jp/>

○海外安全ホームページ↓

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

○アンカレジ市警察↓

www.muni.org/Departments/police/stats/Pages/AnchoragePersonCrimesDensityMap.aspx

○オンライン安否照会システム↓

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/online.html

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/7/0704_04.html

なお、本システムは、大規模な緊急事態等が発生した際にのみ、必要に応じて、立ち上げられるものであり、通常（平時）は「海外安全ホームページ」上に利用案内のみが掲載されています。

○総務省消防庁↓

<http://www.fdma.go.jp/html/life/>